

新たなチャレンジ応援事業「展示会・見本市等出展支援事業」実施要項

守山商工会議所

(1) 目的

原油価格や物価の高騰により落ち込んだ売上や販路を回復させるため、自社の製品・技術を業界専門の展示会や見本市等へ出展することにより「新市場開拓」「販路開拓」「幅広くPR」を求めようとする事業所に対し、展示会や見本市等の出展に要する経費の一部を助成することにより、事業所の持続的な経営と発展に寄与することを目的に実施する。

(2) 支援対象期間

令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）月までの期間

提出期限 令和6年2月9日（金） 郵送可（必着）

※ 順次受付を行い、予算額に達し次第受付終了。

(3) 支援対象事業所

守山市内に事業所を有するまたは守山商工会議所会員の中小企業・小規模事業者で、優れた技術や独創的アイデアを活用し、独自に開発・製造した製品・商品・技術を有するもの。

(4) 支援となる出展

原則として、新規市場開拓・販路拡大等目的とする効果が見込める展示会等であること。

※ 物産展など即売を主目的としたものは対象外。

(5) 支援となる対象経費

出展料、パンフ等印刷費、パネル等製作費、ディスプレイ用品等レンタル料展示物等の運送費、資料作成等に係る消耗品費。（その他対象になるか不明の経費は要相談）

(7) 申請手順と必要書類

- ① 当所所定の＜様式第1号＞申請書とともに会社概要・出展予定物、展示会・見本市等の開催要項・チラシ等を添付し、事務局に提出。
- ② ＜様式第1号＞申請書を審査し、対象となる展示会・見本市等と認められれば＜様式第2号＞申請書とともに、展示会へ出展された写真及び出展に係った経費の領収書・振込受付書の写しを添付し事務局宛へ提出。
- ③ ＜様式第2号＞申請書並びに添付資料を審査の上、助成金の支給を決定。

(8) 支援限度額

対象経費のうち50,000円を上限に出展後、守山商工会議所が助成。

支援件数 8件程度（1事業者、1年度につき1件を限度に支援。）

※ 審査により支援の諾否を決定。なお、予算に達し次第受付終了。

ついでには、出展前及び申請書提出前に、必ず事務局へ問い合わせのこと。

(9) 助成金の支払方法

- ① 窓口による現金手渡し（受取証明となる領収書をご持参いただく）
- ② 指定金融機関口座への振込（振込手数料は差引・振込は当所の滋賀銀行口座より振込）

(10) 申し込み・問い合わせ先

【事務局】 守山商工会議所 〒524-0021 滋賀県守山市吉身三丁目11番43号

TEL：077-582-2425 FAX：077-582-1551